

病院薬剤師派遣事業について

1 概要

- ・ 県内の病院薬剤師については、地域偏在が課題。中山間地域・離島で不足が顕著。
- ・ 昨年度末に策定した島根県保健医療計画に、「薬剤師確保計画」を新たに盛り込み、中山間地域・離島の病院薬剤師の確保に向けた取組の一つとして、「薬剤師が不足する病院への薬剤師派遣」の検討を記載。
- ・ 令和6年6月の診療報酬改定において、「薬剤業務向上加算」（一定条件を満たした病院が、薬剤師が不足する地域であって、病棟業務やチーム医療等の改善が必要な病院へ薬剤師を派遣することにより取得できる加算）が新設。
- ・ 本加算を活用し、令和7年度より、県は、島根大学医学部附属病院の協力の下、病院薬剤師の派遣事業を開始。（県立中央病院は令和8年度以降、参加予定）

2 派遣の仕組み

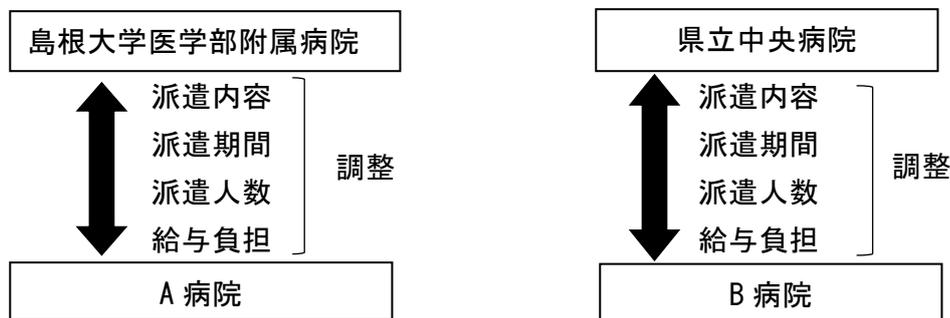
- ・ 薬剤師の派遣に係る各病院において調整した派遣の案（派遣先病院、期間、人数等）を、県地域医療支援会議の承認を得て県が決定する。

【事業スキーム図】

① 県は、県内病院に対し、事業周知を行うと共に、病院薬剤師需要状況調査の際、併せて、病棟業務やチーム医療等の業務の改善を希望する病院を調査し、派遣元に提示する。



② 派遣元病院は、薬剤師が不足する地域（※）の病棟業務やチーム医療等の業務の改善が必要な病院を派遣先として選び、各病院間で派遣内容の案を検討する。
派遣先に複数候補が上がった場合には、県と協議し、決定する。
※薬剤師確保計画内で示している地域は、雲南、県央、浜田、益田、隠岐圏域。松江及び出雲圏域が不足地域外であるが、安来市の扱いについては、検討中。



③ 派遣元病院は、県に派遣先病院や内容について報告し、県は内容の審査を行う



④ 県地域医療支援会議の承認



⑤ 県が派遣を決定

【参考】

薬剤業務向上加算

施設基準を満たす医療機関が算定要件（届出及び薬剤師の病棟薬剤業務の実施）を満たすことで、病棟薬剤業務実施加算 1 に週に 1 回に限り 100 点を加算

(1) 加算対象医療機関の施設基準 ※①～④全てが必要

- ①病棟薬剤業務実施加算 1（病棟専任薬剤師が週に 20 時間以上病棟業務を実施した場合に週に 1 回に限り 120 点加算）を取得済み
- ②免許取得直後の薬剤師の病棟業務等の研修体制を有する
- ③都道府県との協力の下、自施設の薬剤師を薬剤師が不足する地域（薬剤師偏在指標等に基づき都道府県が判断：当県は松江・出雲圏域以外）において、病棟業務やチーム医療等の業務の改善が必要な保険医療機関に出向させる体制を持つ
- ④特定機能病院もしくは急性期充実体制加算 1, 2 に係る届出をしている

※①かつ④の病院は、県内では島根大学医学部附属病院及び島根県立中央病院のみ

(2) 派遣先での業務

病棟業務やチーム医療等の業務改善